

# 堺市美化推進協議会 会則

令和6年2月14日改正

(名称)

第1条 本会は、堺市美化推進協議会という。

(目的)

第2条 本会は、堺市を愛する市民の総意に基づき、行政と市民が一体となって「美しいまち堺」をつくることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 美化思想の普及に関すること。
- (2) 美化推進事業の連絡調整に関すること。
- (3) その他必要と認める事業の実施に関すること。

(構成)

第4条 本会は、別表に掲げる関係団体及び関係行政機関（以下「構成団体」という。）で構成する。

(会員)

第5条 会員は、構成団体の代表者又はその関係者（以下「代表者等」という。）のうちから会長が委嘱する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人
- (3) 理事 50人以内
- (4) 会計監査 2人

(役員を選任)

第7条 会長は、堺市長の職にある者をもって充て、他の役員は、会員のうちから会長が委嘱する。

(役員及び会員の職務)

第8条 役員及び会員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、本会の事業を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長の互選により定めた副会長がその職務を代理する。
- (3) 理事は、本会の目的達成のため、総合的な対策を企画し、及び推進する。

- (4) 会計監査は、必要に応じ本会の会計を監査する。
- (5) 会員は、本会の目的達成のため、事業を推進する。

(任期)

第9条 役員及び会員の任期は、委嘱されたときにおける代表者等の職にある期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

(総会)

第11条 総会は、役員及び会員（以下この条において「総会構成員」という。）をもって構成する。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 団体及び機関の加入及び退会に関する事項
- (4) 会則の制定及び改廃に関する事項（軽易な改正を除く。）
- (5) その他特に重要な本会の活動及び運営に関する事項

3 総会は、総会構成員の過半数の出席により成立する。

4 総会の議事は、出席した総会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 総会は、必要に応じて書面による開催とすることができる。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、会長があらかじめ指名する理事及び会計監査（以下この条において「役員会構成員」という。）をもって構成する。

2 役員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 総会において審議する事案に関する事項
- (2) 内規（基準等）の制定及び改廃に関する事項（軽易な改正を除く。）
- (3) 美化推進協議会感謝状贈呈を受ける者の決定に関する事項

3 前条第3項及び第5項の規定は、役員会について準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「総会構成員」とあるのは「役員会構成員」と読み替えるものとする。

(代理出席等)

第 13 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない役員及び会員は、代理人を出席させ、かつ、代理人をもって表決を行うことができる。

(小委員会)

第 14 条 必要があるときは、本会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営については、会長が定める。

(会計)

第 15 条 本会の経費は、堺市負担金その他の収入をもって充て、会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 年度の収支予算は、第 11 条第 2 項の規定により総会での審議を経て決定し、堺市負担金その他収入を本会の予算へ繰り入れるものとする。ただし、年度開始から総会での予算決定までの間に、事務局長が経費の支出を必要と判断した場合に限り、総額 300,000 円までは、堺市負担金その他収入から必要額を本会予算へ繰り入れ、支出することができる。

3 本会収支予算は 3 月末日を以って清算し、余剰金が生じた場合は当該金額を堺市へ返還する。

(事務局)

第 16 条 本会の事務局は、堺市環境局環境事業部内に置く。

2 事務局に、事務局長 1 人、事務局次長 1 人及び事務局員若干人を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて本会の事務を処理する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第 17 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 25 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 27 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 30 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 5 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 6 年 2 月 14 日から施行する。

## 別 表

堺市、堺市議会、堺警察署、北堺警察署、西堺警察署、南堺警察署、黒山警察署、中堺警察署、近畿地方整備局大阪国道事務所南大阪維持出張所、大阪府鳳土木事務所、関西電力株式会社、西日本電信電話株式会社、大阪ガス株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、堺市自治連合協議会、堺市女性団体協議会、一般社団法人堺市老人クラブ連合会

(順不同)